

北海道函館聾学校の部活動に係る活動方針

北海道函館聾学校長

1 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の策定等

- ① 学校教育目標等を踏まえ、「道立学校に係る部活動の方針」に則り、「学校の部活動に係る活動方針」を策定するとともに、校内に部活動に係る相談・要望の窓口を設置する。なお、窓口は教頭とする。
- ② 校長は、上記①の「活動方針」及び「相談・要望窓口」の担当、連絡先等を学校のホームページへの掲載等により公表する。
- ③ 部活動の責任者（部活動顧問）は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）、毎月の活動計画、活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。
- ④ 部活動顧問は、毎月の活動計画にある活動の開始及び終了時間を遵守するとともに、計画を変更する場合は、あらかじめ校長の承認を得る。
- ⑤ 校長は、上記③の各部活動の年間の活動計画、毎月の活動計画及び活動実績等をもとに、教師や生徒の負担が過度とならないよう、持続可能な運営体制が整えられているか等の観点から、必要に応じて指導・是正を行う。
- ⑥ 部活動顧問は、年間及び毎月の活動計画、活動全般及び大会出場等に要する経費等に係る資料を配布するなどして、「活動方針」とあわせて、保護者・生徒の理解を得るようにする。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ① 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実（部活動顧問の専門性等）、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に持続可能な部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置する。
- ② 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体が効率的・効果的に実施される必要があることに鑑み、可能な限り、部活動ごとに複数の顧問を配置するなど、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制が構築されるよう十分考慮する。
- ③ 校長は、生徒指導の視点に立った部活動運営に努める。中学部は、部活動の活動状況や生徒の状況等を学部会において交流する。
- ④ 校長は、部活動指導員の配置に当たって、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等について指導し、徹底させる。
- ⑤ 校長は、教師の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成29年12月26日文部科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成30年2月9日付け29文科初第1437号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。
- ⑥ 校長は、「学校における働き方改革『北海道アクション・プラン』」で示している、教育職員の時間外勤務等の縮減に向けた取組に努める。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 運動部活動における適切な指導の実施

- ① 校長及び運動部顧問は、部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障がい・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む。）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。校長は、これらの取組に当たって、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）等も踏まえるよう留意する。
- ② 運動部顧問は、次のことに十分留意して生徒を指導する。
 - スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること。
 - 過度の練習がスポーツ障がい・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解すること。
 - 生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図ること。
 - 生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行うこと。
 - 専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行うこと。

(2) 部活動用指導手引の活用

- ① 部活動顧問は、関係団体等が作成した指導手引を活用して、合理的でかつ効率的・効果的な指導を行うよう留意する。

3 適切な休養日等の設定

部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

- 学期中は、週当たり3日の休養日を設ける（平日は少なくとも1日、週末は休養日とする。週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）。
- 学校閉庁日と道民家庭の日（毎月第3日曜日）は、休養日とする。
- 大会やコンクール等の前で、やむを得ず活動を行う場合（中体連、中文連等が主催する大会、コンクール等の日の前日から起算して1か月以内の期間の場合）は、代替の休養日を実施する。
- 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む。）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。休業日の活動時間は、大会やコンクール等への出場、練習試合、合宿を行う場合や、中体連、中文連等が主催する大会、コンクール等の日の前日から起算して1か月以内の期間の場合を除く。ただし、こうした取扱いをした場合であっても、成長期にある生徒のバランスのとれた生活や、部活動指導に関する教員の負担軽減に十分留意する。
- 気象庁の高温注意情報が発せられた当該地域・時間帯は、原則として活動を行わない。

弾力的な休養日等の設定に当たっては、成長期にある生徒のバランスのとれた生活や、部活動指導に関する教師の負担軽減の観点から、休養日の下限及び活動時間の上限は、次のとおりとする。

- 休養日の下限
 - ・学期中は、平日に週1日（年間52日）以上、週末又は祝日に月1日（年間12日）以上の休養日を設けるほか、学校閉庁日（年間9日）を休養日とし、年間73日以上を休養日とする（週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）。
 - ・長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。
- 活動時間の上限
 - ・1日の活動時間は、長くとも平日では3時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む。）は4時間程度とし、1週間の活動時間は、長くとも16時間程度とする。
- 校長は、部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、校長は、各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

4 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

(1) 部活動の設置、合同チーム等の編成

- ① 部活動の設置に当たっては、競技力や技能の向上以外にも、適度な頻度で行ったり、スポーツ・芸術文化等の活動に興味と関心をもつ同好の生徒が、学級内とは異なる人間関係を形成したりする等、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる部活動の設置について検討する。
- ② 校長は、関係する校長と協議の上、教育課程との関連を勘案して、双方の移動に係る時間を含め、合同チームや合同練習による活動を行うことにより、生徒と部活動顧問の負担が過度とにならないこと等を考慮した上で、実施の可否を判断する。

なお、合同練習などを行う際の移動時間については、生徒の活動時間には含めないこととするが、長時間の移動を伴う合同練習等の実施に当たっては、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう配慮した実施回数とする。

(2) 地域との連携等

- ① 学校は、生徒のスポーツ環境の充実や芸術文化等の活動に親しむ機会の充実の観点から、また、家庭の経済状況を問わずスポーツ・芸術文化等の活動に親しむことができるようにする観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の人々の協力、社会教育施設の活用や地域の関係団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における持続可能なスポーツ・芸術文化等の活動のための環境整備を進める。
- ② 学校は、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、各種保険への加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒がスポーツ・芸術文化等の各種活動に親しめる場所が確保できるよう、学校運営に支障のない範囲で、関係規程に則り学校施設開放事業を行う。
- ③ 学校は、学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、スポーツ・芸術文化等の環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

5 部活動の充実

(1) 女子の指導に当たっての留意点

女子の指導に当たっては、女性特有の健康問題（女性アスリートの三主徴（利用可能エネルギー不足、無月経及び骨粗しょう症）、貧血等）の予防対策に関する正しい知識を得た上で行う。

※「利用可能エネルギー」とは、食事からとる摂取エネルギーから運動により消費されるエネルギーを引いた残りのエネルギー量である。

(2) 部活動顧問と生徒の信頼関係づくり

部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動であることを踏まえ、部活動顧問は次のことを十分に留意して指導する。

○ 指導の目的、技能等の向上や生徒の心身の成長のために適切な指導の内容や方法であること等を、生徒に明確に伝え、理解させた上で取り組ませるなど、部活動顧問と生徒の両者の信頼関係づくりが活動の前提となること。

○ 部活動顧問と生徒の間に信頼関係があれば、指導に当たって体罰等を行っても許されるはずとの認識は誤りであり、指導に当たっては、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定するような発言や行為は許されないこと。

(3) 部活動内の生徒間の人間関係形成、リーダー育成等の集団づくり

部活動顧問は、生徒のリーダー的な資質・能力の育成とともに、協調性、責任感の涵養等の望ましい人間関係や人権感覚の育成、生徒への目配り等により、部活動内における暴力行為やいじめ等の発生の防止を含めた適切な集団づくりに留意する。

(4) 家庭との連携を図る取組

学校は、部活動参観として保護者に部活動を公開する場を設けるなどして、保護者の部活動への理解を深め、学校と家庭が連携しながら部活動指導に取り組めるよう環境づくりに努める。

(5) 方針の改定

校長は、北海道教育委員会の「道立学校に係る部活動の方針」が見直された際には、速やかに「学校の部活動に係る活動方針」の内容について、必要な見直しを行う。